

羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和8年7月17日（金曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

- 1) 議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち、
総務文教委員会所管分
- 2) 議案第33号 羽生市長の給料の特例に関する条例
- 3) 議案第34号 羽生市部活動地域展開検討委員会設置条例
- 4) 議案第35号 羽生市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

第 3 閉 会

出席委員（7名）

田 口 さとる 委員（委員長）	小 林 誠 弥 委員（副委員長）
駒 宮 圭 吾 委員	小 川 明 彦 委員
小野田 和 男 委員	野 中 一 城 委員
島 村 勉 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

斎 藤 万紀子	市 長		
栗 原 繁	総 務 部 長	佐 藤 康 夫	総 務 課 長
島 村 信 久	企画財務部長	米 花 竜 二	企 画 課 長
佐 藤 将 史	財 政 課 長	本 間 陽 子	税 務 課 長
五月女 和 則	収 納 課 長		

大久保 芳 泰 学 校 教 育 部 長 一ノ瀬 元 章 教 育 総 務 課 長

柿 沼 宏 充 学 校 教 育 課 長

新 井 和 典 生 涯 学 習 部 長 渡 邊 泰 弘 生 涯 学 習 課 長

事務局出席者

関 根 章 典 議 会 事 務 局 長 西 村 信 弘 総 務 課 長 補 佐

午前 9時30分 開 会

○田口さとる委員長 改めまして、おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。本委員会の日程は、ペーパーレス会議システムの登録の日程によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 ご異議なしと認めます。

よって、ペーパーレス会議システム登録の日程により行います。

これより日程に入ります。

〔発言する者あり〕

○田口さとる委員長 本日、一番後ろの項目、議案第33号の羽生市長の給料の特例に関する条例のところで、市長がいらっしゃいます。それに関しては、皆さんご異議ないということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

市長にお越しいたきますので、よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 では、日程に入ります。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

学校教育部長。

○大久保芳泰学校教育部長 皆様、おはようございます。学校教育部長の大久保でございます。

議案質疑、一般質問ではお世話になり、ありがとうございました。

それでは、議案第34号 羽生市部活動地域展開検討委員会設置条例につきましては柿沼学校教育課長が、議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）

【別冊4】のうち第10款教育費、小学校費及び中学校費の学校管理費につきましては、一ノ瀬教育総務課長がご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第34号 羽生市部活動地域展開検討委員会設置条例についてを議題といたします。

学校教育課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 失礼いたします。学校教育課長の柿沼と申します。

それでは、議案第34号 羽生市部活動地域展開検討委員会設置条例の制定につきまして、その背景と内容をご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

現在、急速な少子化の進展により、学校単位では部活動の維持が困難な状況にあります。また、教職員の働き方改革の観点からも、休日の指導体制の見直しが急務となっております。

こうした中、国は令和8年度から改革実行期間と位置づけ、学校と地域が連携して子どもたちの活動の場を広げる、部活動の地域展開を推進する方針を示しております。

本市におきましても、子どもたちが将来にわたり継続してスポーツや文化活動に親しめる環境を確保するため、学校と地域が協働する新たな仕組みづくりが必要となっております。そのための具体的な在り方を専門的かつ多角的に審議いただくため、本条例により、その検討委員会を設置しようとするものでございます。

委員会の主な役割は、地域展開に向けた指導者の養成、施設の利用方法、事故の防止策など、多岐にわたる課題について調査、審議することとなります。

組織は、スポーツや文化団体の代表者または中学校の校長、識見を有するPTAの会長をお願いするなど、14名の実務者、専門家で構成し、現場に即した即効性のある検討を行なってまいります。

今後のスケジュールといたしましては、この条例制定後速やかに委員会を開催して、本市に最適な地域展開の形、羽生方式となるものの審議を進めてまいります。その結果を踏まえまして、令和8年10月または11月頃には、まず1つか2つの競技において、地域での体験会を進めていく予定です。地域全体で子どもたちを支える体制を構築し、持続可能な活動環境を整えていく所存です。

以上、議案第34号 羽生市部活動地域展開検討委員会の設置条例の制定につきまして説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

野中委員。

○野中一城委員 それでは、何点か質疑させていただきますけれども、まず、私も今まで、何度か中学校の部活動に関しては質問をさせていただきました。本来ならば、この令和8年度は、新たな地域移行で国のね、多分令和5年か6年にスタートして、令和8年にはもうやっている、本来はスタートしているわけなんですけれども、その辺は進まないという、その幾つかの原因をちょっと教えてもらいたいのと。

あと、最後のいろんな各種団体の代表とかの、例えば関係機関の行政の、どういう団体からどういう方が参加しているのか、その2点お願いいたします。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。

国のほうでも、やはり部活動の地域展開ということで進めていたところですが、羽生の地域的な課題といたしまして、なかなか地域で受皿となる団体が存在しないというところが、一番大きな原因となっているかと思います。

少しでも早めに進めようというふうにいろいろ模索はしてきたところですが、現状なかなか進んでいない状況であったと。ただ、国のほうも本腰を入れて、令和11年度末までには休日のクラブ活動を地域展開することというふうに、明確なエンドが決定されていますので、羽生市としてもしっかりと羽生ならではの方式を進めていくようにした所存です。

2点目につきましては、各種市内にあるスポーツ団体、スポーツ振興課とも連携いたしまして、その長の方に参加をいただくような形で計画をしております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 2項目めの関係機関、行政機関の職員は、どういう方が参加されるんですか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 説明が不足しており、申し訳ありません。

関係のスポーツ団体の方は、市のスポーツ団体の代表者は市のスポーツ協会の長の方、また、市の文化団体の代表者は文化団体連合会の会長の方、また、市内の3中学の校長

と、あと市の行政機関の職員といたしまして、生涯学習課、スポーツ振興課、そして学校教育課の課長が参加をするという予定です。

以上です。

○野中一城委員 分かりました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 今回は検討委員会ということなのですが、これから検討しますよと、段階だと思うんですが、今、合意なりでいいんですけども、こういう形にしていきたいと、現状こうだけれどもこういう形に持っていきたいなという、何か青写真みたいなありますか。

私1つ思っているのは、あとそれと、要は、現状の中学校の部活動は、授業が終わって夕方の1時間、2時間、あと平日の活動、プラス今回は、これはあくまで土日祝日の活動を扱うということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○駒宮圭吾委員 ということは、今まで教職員が土日、どういう、時間外としてやっていたのかボランティアでやっていたのか、ちょっと分かりませんが、平日の授業が終わった後の活動とはまた違って、土日祝日の活動に対して、どういったやり方があるかというのを検討するということで、あくまで土日祝日の活動と線を引く感じでいいんですか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。

まずは、土日の活動について地域展開を模索していくということで、検討委員会のほうでは検討してまいります。その目途は、令和11年度を目途として地域展開をしていくというようにイメージをしております。

ただ、全ての地域クラブ活動に対して、市の予算を使って地域展開をしていくとなると、かなりの部活動の競技数もあるので、どこかのタイミングで受益者負担も検討しながらいかなくてはならないというような先の見通しは持っております。

また、令和11年度までに休日の地域クラブ活動ができましたら、すみません、令和10年度末までですね、失礼しました。令和10年度末まで、令和11年度からはもう全てというイメージで、訂正させていただきます。

そこまですなりましたら、平日のクラブ活動についての在り方についても継続して審議をしていくというようなイメージでございます。

○駒宮圭吾委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 よろしいですか。

島村委員。

○島村 勉委員 平日はどんな形にするわけ。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 平日については先の話なので、まずは目先の課題である休日のクラブ活動についてどうあるべきなのか、また、受皿とする団体が羽生市内でどれだけあるかという発掘も含めて、まずは休日を中心にやっていきまして、平日についてはその後、もちろん同時並行で考えていきますが、進めていく予定でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 委員の14人というの、この5項目というかあるけれども、人数の数、例えば市内中学校は3人という、もう分かるわね。そのほか14人の、識見は何人とかスポーツ団体何人。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 最大人数を14人にしておりますが、現在考えているのが、市内中学校の校長先生は3名います。そして、行政機関の職員も、生涯学習課、スポーツ振興課、学校教育課の3名……

〔「え、3人も」と呼ぶ者あり〕

○柿沼宏充学校教育課長 はい。市のスポーツ団体の代表者が1名、文化団体の代表者が1名、そして識見を有する者としてPTA、保護者の代表ということで市内3中学のPTA会長の方々にも参加をしていただくというような形で現在検討しております。

以上です。

〔「スポーツ団体は何」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 スポーツ団体はスポーツ協会から1名、そして文化団体連合会から1名、代表者をお願いしております。

以上です。

〔「12名だね」と呼ぶ者あり〕

○柿沼宏充学校教育課長 今のところは。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 識見はPTA会長さんという、スポーツ団体というのは、例えば体育協会の人にとかということなのかな、会長。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 スポーツ振興課を通して体育協会にはお願いをして、推薦をいただいております。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、何という、体協の中から1人、体協の会長ということですか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 現状、団体のほうからは、体育協会の会長さんのほうの推薦が上がっております。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 上がっていますというのは、もう決まっているということ、今現在。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 決まってはおりません。現状、推薦を募っている段階でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 この部活動のって、じゃあ全体が、全部の部活がもう何というの、この地域に全部移行ということで、令和10年度末までには、令和11年度からは学校の部活、日中はなくなるということですか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 国の方針では、休日の部活動については、完全に地域移行を令和10年度末までに実施するという方向で動いておりますので、羽生市としてもそれに沿って、しっかりと準備を進めているような形でございます。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 国の意向でなんていうのは全然表面に出てこないんだけど、もう先

ほど言ったように、令和6年度ぐらいから令和7年度だっけ、始まっているけれども、それがちっとも動いていないわけよね。それは、教育委員会とか行政は分かっているかもしれないけれども、今初めてこういうのも出てくるし、それはどうして公表というか、今の段階ではというか、出てこないんですか。

もういきなり令和11年度から変わっちゃうというか、こういうふうに決まりましたよという、それもおかしくないか。例えば、うちの埼玉県の剣道連盟でも何でも、やっぱり話題になっているんだけど、何という、問題視されて最初からされて、部活があっちもこっちもなくなったりとか、各市によってやっているけれども、大本の国から、県からの話が、どこまで進んでいますよというのが全然出てこないよね。みんな市に丸投げということなんですか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 国や県の方針は大まかなものしか示されておりません。各自治体の内情等もあるので、各自治体の実態に合わせて実施をしていくというように、本当に具体的なものがないまま、いろんな各市町、自治体は手探りで進めていくようにやっているところがございます。

羽生市としても、視察も行かせていただきましたし、どうあるべきなのかというところも、いろいろ情報交換させていただく中で模索をしていくような段階が少し長かったのかなと反省はしておりますが、しっかりとエンドが示されましたので、羽生市としてもどうあるべきなのかというのを、この機会にしっかりと制度として進めていくというような決意で今回上程させていただいています。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 例えば、部活が何種類も、十幾つも部があると思うんですけども、その中で、今度この検討委員会ができるわけだけれども、そこへいくまでの、代表者は例えばスポーツ団体、文化団体というのは、この部活に対しての検討委員会というのをきちんとやっていけるかなと思う。全然部活が違うし、考え方が、たった1人というか、今言ったように体協の会長が、文化、レクリエーションか何かは文化団体、レクリエーションだけじゃないだろうけれども、それを1人とか。

前もそうですけれども、市内の小・中学校の校長、校長は全体のじゃなくて、代表になった人が、学校長が責任持って決めていっちゃっている。この間の西中学校の部活、あれも例えば基準が少ないからというので、西中は野球部、女子バスケットそれに剣道

が3人しかいない、2人しかいないという理由でなくなった。だけれども、南中は1人しかいなくても、野球部1人しかいなくても存続した、校長の責任においてというかね。

前も、悪口になるかもしれないけれども、市長は教育長に任せた、教育長は校長に任せた、校長は今言った基準から、私見というか自分の考えかもしれない、そんなような感じで、先ほど言った、少なくともやるところはある、ちょっと何人かいるけれどもやらないところがある、そういう決め方でやっていいのかなどうか。議会でも何回も言わせてもらったけれども、そういうやり方やっていいのかなと思うんだけどね、どうですか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ありがとうございます。

委員会のあるべき姿としては、代表者がしっかりと意見を吸い上げて、今後の方針を決めていく場かと思います。スポーツ団体、また、文化団体の長の方に参加をしていただきますが、もちろん各種の会議において、それぞれの団体の意見を吸い上げていただきながら、その検討委員会でご発言いただきながら方向性を決めていくというように、しっかりとしていくように持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、それもやむを得ないんだけど、本当にさっき言ったように、曖昧な感覚で決定するというのをやめてもらいたいと思うのね。だから、この選ばれた14人が本当に、ただ選ばれて団体の長になっているけれども、そういうことに関してそんなに、変な話、どっちでもいいんだというふうな感覚持っていたり、本当に先ほど言ったように意見を、しっかりした子どもたちの意見を聞いてやっていく方向、それができるようにやっていかなくちゃならないかと思うんですけども。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ありがとうございます。

趣旨については、しっかりとこちらで説明をさせていただきます。また、生徒・保護者からのアンケートについても取っておりますので、それについてもしっかりと吟味をした上で、検討を進めてまいります。ありがとうございます。

○田口さとる委員長 よろしいですか。

○島村 勉委員 はい。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 この検討委員会のほうは、もう立ち上げて進めていくというところは、もう進めていくしかないのかなというふうに思っておりまして、実際にどう動き、部活をやっていくかというのは、この検討委員会のほうでもんでいって決めていくような形になると思うので、そこも検討委員会のほうに任せるような形だなと思うんですけども。

先ほどの説明の中で、この条例が可決されました。実際に検討委員会を立ち上げます。その中で、私がさっきちょっと聞こえた日程が、令和8年10月に、取りあえず1種目か2種目動き始めますという説明があったかと思うんですけども、ちょっとそのスケジュール感を教えていただければと思います。

10月に1種目、2種目というと、もう10月というと、もう2か月半ぐらいしかないわけですね。ですので、これから検討委員会を立ち上げて、2か月半で1種目でも動き始める、仮にやってみるといふ、結構タイトなスケジュール感かなと思いますので、日程の説明を、教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ありがとうございます。

この条例、可決をいただきましたら、すぐに検討委員会のほうを招集して、もう8月上旬には開催します。かなり急務となります。先ほどのお話にもありましたが、令和11年度からもう全てというところもありますので、急ぎそこは開催をしながら、しっかりと吟味をして、まず何ができるのかと。1種目、もしくは多分1種目か2種目、1種目かもしれませんが、そこでまず休日の地域クラブ活動とはこういうものというのを手探りで進めていきながら、来年度以降、ちょっと競技種目を増やせる団体があるのかと、同時並行で進めていくというような形を見ております。

以上です。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 実際に条例のほうとは関係なくなっちゃうんですけども、今1種目か2種目、おっしゃっているじゃないですか。そうすると、もう既にこの種目をやっていこうという何かイメージがもう出来上がっているのかなという、何か説明を聞いていて思うんですけども、もしその種目だったら10月にもう間に合いそうだというのが多

分確信があるのかなと思うんですけれども、この種目というのがもしあれば教えていただければと思うんですけれども。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 課としては、一番重要なのは、まず指導者がいるかないかというところがあります。そういうところも踏まえて、案としてはありますが、まだ検討委員会も経っていませんで、この場で、言うことは控えさせていただこうかなと思っておりますが、事務局案としては何個かはあります。

以上です。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうすると、この検討委員会を立ち上げて、事務局のほうでまず案を出して、それを教育委員会で進めていってからの、いろんな人からそれに対して、この構成委員でもんで、何とか10月に間に合わせるというスケジュール感ということでしょうか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご説明のとおりです。

以上です。

○小林誠弥委員 分かりました。ありがとうございます。

○田口さとる委員長 駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 ちょっと今、小林委員の話の続きになると思うんですけれども、このスケジュールでいくと、現状ほぼほぼこの委員14人は、もう内定しているような感じですか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 今現状、もう校長、PTA会長はお願いはしております。ほかについては今、推薦をお願いしていますので、そこは確定はしていないというような現状です。

○駒宮圭吾委員 了解、分かりました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 根本的なちょっとイメージをちょっと確認なんですけれども、あくまで平日の活動を、土日祝日を外部に委託したいと、そういったイメージで、その委託先を

何とかルールと、形にしたいと、それが問題だということですね。あくまで平日の学校のやっている活動を、土日祝日外部に委託したいと、そういったイメージで大丈夫ですか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問にあったように、平日やっている種目を土日そのままやるというのではなくて、新たに土日、違う例えばスポーツに参加しても可能というような運用で進めていこうというようには考えております。

もちろん、同じ競技をやってもいいんですけども、いろんな生涯スポーツの考え、観点からも、羽生市内での地域クラブ活動で、ほかの競技をやりながら、様々な競技に触れるという機会としてもいいのかなというふうに教育委員会としては考えています。

以上です。

○田口さとる委員長 駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 すみません。だとしたら、部活の延長線ではなくて、普通の各種スポーツ団体の活動と同じでいいんじゃないかなって、そんな気もするんですけども。それを、最初の僕が思ったイメージは、土日、平日の活動を外部に委託したいと、そういったイメージだと思ったんですけども、そうではないとしたらば、普通のスポーツ少年団の活動とあまり変わらない印象な気がするんですけども、そこはちょっといかがでしょうか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。

そこにつきましては、いろいろ前段階の模索のときに、地域のスポーツ少年団とか、もう既にある活動されているスポーツ団体はどうでしょうかというところで話をした際に、やはり小学生と中学生では発達段階の違いもあるし、パワーの違いもあったりしますので、同時にこう競技をするというわけにもなかなかいかない。あと、キャパシティの問題もあるというお話をいただきましたので、新たにどういう中学生の部活動の地域展開の受皿として今、団体を考えているというような状況でございます。

もちろん、地域の団体の中で、中学生も踏まえて活動していただけるのであれば、そういう意見を言っていただければ、もちろんその団体にお願いをするということも視野に入れてございます。

○田口さとる委員長 駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 最初の各学校の部活単位、私は部活動も外部委託するというイメージだったんですけれども、そういった自由な形であれば、本当に部活の延長線じゃなくて、スポーツ少年団のほうに、もうちょっと力を入れてあげてもいいのかなと思ったんです。

例えば、ちょっと僕ごと、地域でいろいろ柔道指導とかに携わっていたんですけれども、競技者が少ない。もうその学校でその部活自体が存続しなくなってしまう。だけれども、その学校では存続しなくても、例えば羽生市とか近隣の加須、行田を集めれば、そこそこ人数が集まるというような、各種スポーツ団体だったらそういうこともできるので。

だから、何だろうな。だったら、部活の延長線だと、どうしても何か学校単位だとかの縛りが出てくる。まだまだ、羽生市が縛りが出てきたら、するので。これから検討するという形だからいいんですけれども、そういった柔軟な運用してあげると、言っちゃおかしいですけれども、競技人口が少ないようなスポーツも活性化につながるのかなと思いました。

以上です。すみません。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご意見ありがとうございます。

今、こうあるべきという項目にはかちっと固まっておりませんので、今いただいた意見も踏まえて、やっぱり一番大事なのは、子どもたちが自分のやりたい競技もしくはやりたいスポーツ、もしくは文化活動ができるということが最終的なゴールですので、最終的な子どもたち受益者に戻るように、しっかりと計画は進めてまいります。ありがとうございます。

○駒宮圭吾委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「ありません。大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし議長の座をお預かりさせていただきます。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 幾つか。まず、スポーツ少年団の話、先ほど出てきました。一応今、中学生も合わせた集団で、スポーツ少年団としての活動もちよこちょこあると伺っています。なので、もちろんさっきおっしゃっていた小学生と中学生はちょっと違うという

話もあったんですけれども、スポ少の本部長とかを入れる用意は今後もないのか、もしくは打診をしているのかということをちょっと教えていただければと思います。

あと、検討委員会でこれから当然もむわけですけれども、経過の報告をするタイミングとかってある程度あるのでしょうか。例えば、実際指導者がこれだけ、この競技は集まらないから、この系統部活はなくなりますとか、そういった方向で検討していますよとか、そういった何かどこかのタイミングで経過報告みたいなものというのはあるのかということをちょっとお伺いいたします。

それとあと、そうですね、どういう基準で、学校単位でこれをやるのか、それとも人数が少ないからもう市の単位でやるとかとか、そういうことも、どういう基準で、どういうふうに決めていくのか、またその報告みたいなのは、途中経過の報告みたいのがあるのかということをお聞きします。お願いします。

○小林誠弥副委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。

スポーツ少年団等の長の委員への登用につきましては、スポーツ団体の代表者の方がそれぞれの会議で話を吸い上げてご報告をいただくと、もしくは検討委員会の内容をお伝えいただいて、受皿として可能なのかどうかも踏まえて、情報いただくような形で進めてまいります。

2点目、経過の報告につきましては、検討の結果、例えば1つ2つ、今年度につきましては地域展開していくというふうになった場合につきましては、もちろん子どもたち、そして保護者への説明、もちろん学校への説明も含めて、適宜実施していく予定でございます。

また、実施の基準につきましては、今年度につきましては市内全部を対象として、1つどこかに集まって、例えば市の体育館等を集まって活動ができるようなもの、もしくは文化団体としてどこかに集まって、活動ができるようなものというので考えております。それにつきまして、今年度実施してみて、いろいろ課題点も出てくると思いますので、しっかり精査しながら、次年度以降の活動の在り方について、吸い上げたものをまた検討委員会にかけながら進めてまいります。

以上です。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 分かりました。

経過の報告のところなのですが、適宜という話でした。例えば、年度の替わる3月末時点での報告とか、そういったことは考えずに、決定事項が生じ次第、随時報告があるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○小林誠弥副委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 報告というのを、どこまで報告なのかというのはちょっとあれなんですけれども、実際話し合った内容につきましては、教育委員会、教育長も含めて、しっかり教育委員会の中では共有させていただきながら、教育委員会として次以降どうあるべきなのかというところで、学校そして保護者、生徒に説明をしていくというようなスタンスで進めてまいります。

以上です。

○田口さとる委員 分かりました。ありがとうございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長をお返しいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○田口さとる委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午前10時09分 休 憩

午前１０時１０分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第３２号 令和８年度羽生市一般会計補正予算（第３号）のうち教育総務課所管部分について、教育総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

教育総務課長。

○一ノ瀬元章教育総務課長 教育総務課長の一ノ瀬です。よろしくお願いします。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第３２号 令和８年度羽生市一般会計補正予算（第３号）、第１０款教育費のうち、教育総務課所管分について説明いたします。

【別冊４】の令和８年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書の８ページになります。

小学校管理一般経費２，５７３万３，０００円、それから中学校管理一般経費８４３万円について、関連するため一括して説明申し上げます。

現在、小・中学校において、児童・生徒の出席管理や成績管理等を行う校務支援システムに係るネットワークについて、通信量の増大により、通信が不安定な状態が続いております。これを解消するため、新たな小・中学校専用の校務ネットワークを整備しようとするものです。

整備に必要な経費として、校務ネットワークの改修委託料、閉域網構築及び回線設置に係る工事請負費、また、校務ネットワークの保守委託料、光回線利用料を補正予算として計上いたしました。

なお、財源として、国の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金６５４万円を充てております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの教育総務課長の説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 通信量が増えたということが原因だと思うんですけども、そんなに大量なデータを使う、これネットワークシステムなんですか。何か出席確認とか、そのぐらいだったらそんなデータ要らないような気がするんですけども、すみません、願

いします。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○一ノ瀬元章教育総務課長 まず、議案質疑の中でもちょっとご説明させていただいたんですが、今のパソコンをウィンドウズ11のほうにアップデートしまして、それでバックグラウンド通信という形で、随時、更新のデータ通信が行われているという状況があった関係で、今回の不安定な状態が続いているというところでございます。

それで、もともと回線の帯域は10メガbpsという非常に細いというか、家庭用でも最近では細いようなものを使用している関係もありまして、それが十数年同じような形が続いていたんですが、今の現状に合わせて、1ギガbpsにするというものでございます。家庭用であれば1家庭数台の端末という形にはなるかと思うんですが、各学校では先生方20人、30人いらっしゃると思いますので、そうすると20台、30台をつなぐとなると、やはり回線のほうが現状不足というところで、今パンクしているような状況というところでございます。

以上です。

○駒宮圭吾委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりいたします。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 今回、通信量の増大という説明ありました。先のことって確かに予測できないし、この件に関してだって、設置した当時はこういった情報量が増えるということが起きるということは、当然想像していなかったと思います。でも、やっぱり、今後こういった通信技術の発達とかITの情報量の増大とかで、またこういうことはずっと、また何年後かには新しくしなきゃいけないということ出てきそうな、もう出てくる予想しかできない感じがしております。

何かこれを機に、こういった予算を積み立てておくとか、そういったことは考えたりしているのでしょうか。そこ、もしくは、例えば前につけたんだと10年とか、そのくらい前だったと思うので、10年でこのくらいの上がり幅があったということで、またこの部分を何年かに分けて積み立てるとか、そういったお金の積立て方というのは検討

されているのかということだけ伺いいたします。

○小林誠弥副委員長 教育総務課長。

○一ノ瀬元章教育総務課長 先の予想についてということなのですが、申し訳ございませんが、ちょっとそこまでの見立てはできておりません。ただ、国のほうでも、校務システムのDXを進めるというところの方針がありますので、今回の改修もその流れに沿った形にもなっておりますので、そういった意味で一応先を見通した形での改修ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時18分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

生涯学習部長。

○新井和典生涯学習部長 皆様、改めまして、こんにちは。生涯学習部長の新井でございます。

本会議では大変お世話になり、ありがとうございました。

本日は、議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）の審査でお世話になりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案説明のために出席しております職員を紹介いたします。

生涯学習課長の渡邊でございます。

○渡邊泰弘生涯学習課長 渡邊です。どうぞよろしくお願いいたします。

○新井和典生涯学習部長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第32号のうち生涯学習課所管部分について、生涯学習課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 改めまして、おはようございます。生涯学習課長の渡邊です。よろしく願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち生涯学習課所管分、第10款教育費、第4項社会教育費、第3目公民館費、補正額340万円につきましてご説明申し上げます。

【別冊4】補正予算説明書の9ページをご覧ください。

初めに、第12節委託料、地区グラウンド照明コンクリート柱診断業務委託料65万円につきましては、今後、LED照明を設置する予定の岩瀬及び三田ヶ谷地区グラウンドの既存のコンクリート柱が今後使用できるか、判断するための費用でございます。

なお、診断業務につきましては、照明設備撤去後になっております。

次に、第14節工事請負費、地区グラウンド照明設備撤去工事請負費275万円につきましては、岩瀬、須影、手子林、三田ヶ谷の地区グラウンドの照明設備などを撤去するものでございます。

こちらは一昨年度、令和6年度繰越し予算として、令和7年度に電気配線、電気設備工事と照明設備工事を含めた撤去工事を一体的に実施する予定で、昨年度、2回入札を実施しましたが、不調に終わりました。不調の要因等につきましては、議案質疑の際にも申し上げましたとおり、多くの業者からは、既に受注工事などを抱えており、新たな工事受注に必要な技術者や作業員などを確保することが困難な状況であるなどの意見を多くいただいております。このようなご意見を踏まえ、工期、また、発注時期などを考慮し、事業者の受注可能性の向上を図るため、電気配線撤去工事及び夜間照明設備工事を分割して発注する方法に切り替えましたところ、電気配線の撤去については令和

7年度内に完了いたしました。照明設備の撤去につきましては、工期的に年度の事業完了が困難となったことから、今回、本年度補正予算を計上し、事業計画の継続を図るものでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

よろしいですか。質疑はございませんか。

駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 今回、これを補正予算で入れてきた理由は何ですか。次年度では駄目だったんですか。

○田口さとる委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 令和7年度に予算化をしたんですが、先ほど申し上げたとおり、当初予算ではなくて、令和6年度繰越し予算でございまして、もう初めから繰越しだったんです。繰越しは1年間は繰り越せて、令和7年度に繰り越したという形で補正予算を組んだものですから、令和8年度にはまたげなかったんです。それなので、今後、早めに設備だけを取りたいと思っていますので、一番早い補正予算ということに合わせて、また、何とか今後の工期とかを担保したいと、そういう理由でございします。

○駒宮圭吾委員 分かりました。ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時23分 休 憩

午前10時40分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第32号についてを議題といたします。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財務部長。

○島村信久企画財務部長 皆さん、こんにちは。

このたびは発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。改めまして、企画財務部長の島村です。

昨日までの本会議に際しましては、大変お世話になり、ありがとうございました。引き続き、本委員会の審査をよろしくお願いいたします。

なお、今期定例会において本委員会で審査いただきますのは、議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち企画財務部所管部分、議案第35号 羽生市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例、以上、2議案でございます。

慎重審査いただき、いずれもご可決賜りますようお願い申し上げます。

次に、本日、議案説明のため出席しております課長を紹介させていただきます。

企画課長の米花です。

○米花竜二企画課長 米花です。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 後ろにいきまして、財政課長の佐藤です。

○佐藤将史財政課長 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 その隣が税務課長の本間です。

○本間陽子税務課長 本間です。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 その隣が収納課長の五月女です。

○五月女和則収納課長 五月女です。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田口さとり委員長 それでは、議案第32号のうち企画課所管部分について、企画課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

企画課長。

○米花竜二企画課長 企画課の米花でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち、まずは、自治体情報システム標準化事業5,602万5,000円の減額についてご説明申し上げます。

まず、全体の概要につきまして、タブレットに表示しました参考資料1、補正予算概要によりご説明いたします。

住民記録や税などの主要な20業務のシステムにつきまして、国が示します標準仕様に統一する、いわゆるシステム標準化が全国の自治体で進められております。

本市におきましては、令和8年7月までにこのシステム標準化を完了する予定でしたが、システムベンダーでありますAGS株式会社、こちらから、一部の業務を除き、令和8年度中のシステム標準化が困難であると申出がございました。

本市としましては、現段階においてシステム標準化を実施した場合の正確性や精度に十分な信頼を置けないことから、システムベンダーとの協議により、システム標準化の実施は困難であると判断したものでございます。

そこで、令和8年度中の実施が困難になったシステム標準化に係る経費につきまして、補正予算により減額をするものでございます。

今後の方針につきましては、国の財政措置が適用されます令和12年度までの間には完了させることを目指すということになります。

また、今回減額補正分につきましては、全額基金に積み立てるものでございます。

次に、【別冊4】の羽生市一般会計補正予算書、説明資料において説明いたします。画面が変わります。

まず、企画課が所管する分について説明させていただきます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費の電算管理事業のうち、使用料及び賃借料合計金額4,275万7,000円は、今回のシステム標準化が延期になったことに伴い、今年度の予算として不要となる額でございますので、こちらを減額するものでございます。

概要説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

野中委員。

○野中一城委員 先ほどの説明で、令和8年度中にシステム標準化が困難とのことなんですけれども、具体的にどういうことでなんてことについて十分教えてもらいたいのと。あと、それに対してそれが遅れたことで支障があったのかどうか、教えていただきたいと思います。1点お願いいたします。

○田口さとる委員長 企画課長。

○米花竜二企画課長 ありがとうございます。

まず、1点目の大きな延期とした理由の部分についてかと思います。

今回、県内でこのAGSのシステムを使っている自治体が8自治体ございます。そのうち2自治体は、既にこのシステム標準化というものを実施をしておりますが、実施したところ、当初では予定していなかったエラー、ミスというのが発覚しておりまして、例えば税金の計算の結果ですとか、証明書で証される内容等にミスが見つかっているという状況でございます。

これを一つ一つ、現在、職員が確認をして、出された成果物について間違いないかという作業をしております。少しずつ改善をしているということではありますが、今のところ、羽生市でこれを実施した場合に、同じように課税計算もしくは証明書等を発行した場合のミスを全て確認をしなくてはならないという状況でございます。

そのため、導入の職員の負担ですとか、仮に間違った証明書が発行された場合における、住民の方への被害等を考慮しますと、現段階においては、このシステム標準化を実施する段階にまでシステムの精度が上がっていないという判断をしたというのが主な原因というところになっています。

2点目の住民の影響というところになると思うんですが、現在使用しているシステムは安定的に稼働しておりますので、システム標準化を実施するまでの間は、このシステムを引き続き使用するという状況になっております。

一部システム標準化が実施できたものもありますので、それは実施したものとして取扱いをしますが、その他できていないものは現在のシステムで運用しておきます。こちらについては課税計算や証明書等でのミスは現在のところ認められておりませんので、住民の方への直接的な被害、影響というのはないものと認識をしております。

以上でございます。

○野中一城委員 了解です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 よろしいですか。

それでは、質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前１０時４８分 休 憩

午前１０時４８分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第３２号のうち財政課所管部分について、財政課長に説明を求めます。
なお、説明は簡潔に願います。
財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

議案第３２号 令和８年度羽生市一般会計補正予算（第３号）のうち財政課所管部分につきまして、引き続きご説明を申し上げます。

まず、ページ左上、２段目になりますが、事業名、財政調整基金積立事業、財政調整基金元金積立金５，６０２万５，０００円につきましては、自治体情報システム標準化業務の延期に伴い、本年度執行を予定していた事業費が減額となったことから、その財源を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

事業の実施時期が変更となったものであり、財源が不要となったものではないことから、一旦基金へ積み立てることで、将来の事業実施に備え、財政運営の安定性を確保するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの財政課長の説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 10 時 50 分 休 憩

午前 10 時 50 分 開 議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 32 号のうち税務課所管部分について、税務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

税務課長。

○本間陽子税務課長 税務課長の本間です。よろしくお願いします。

着座にて失礼いたします。

議案第 32 号 令和 8 年度羽生市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、税務課所管部分についてご説明いたします。

【別冊 4】の事項別明細書 5 ページ、このまま引き続き画面をご覧ください。

真ん中の第 2 項徴税費、第 2 目賦課徴収費の賦課事務一般経費の第 10 節需用費のうち印刷製本費ですが、システム標準化の延期に伴い不要となった経費を減額補正するもので、軽自動車税、固定資産税等の帳票印刷に係る経費を 225 万 4,000 円減額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○田口さとる委員長 ただいまの税務課長の説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 ちなみに、印刷製本費は、新しいシステムが運用開始になったら、ランニングコストとしてかかってくると考えていいんですか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 新しいシステムになりましても、ランニングコストとしてかかってまいります。

以上でございます。

○駒宮圭吾委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前１０時５３分 休 憩

午前１０時５３分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第３２号のうち収納課所管部分について、収納課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

収納課長。

○五月女和則収納課長 収納課長の五月女です。よろしくお願いします。

着座にて失礼いたします。

議案第３２号 令和８年度羽生市一般会計補正予算のうち、収納課所管分の収納対策事業における地方税共通納税システム改修委託料１０８万９，０００円の減額につきましてご説明いたします。

本市におきましては、令和８年７月までにシステム標準化を完了する予定でございましたが、ＡＧＳ株式会社から、一部のシステムを除き、令和８年度中のシステム標準化は困難であるとの申出がございました。そのため、地方税共通納税システム改修の一部がシステム標準化の完了後に改修が可能とされていたことから、関係経費を減額補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 56 分 休 憩

午前 11 時 03 分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務部長。

○栗原 繁総務部長 皆さん、おはようございます。総務部長の栗原でございます。

昨日までの本会議では大変お世話になりました。ありがとうございました。

本日は、委員会審査でお世話になります。

本委員会でご審査いただきますのは、議案第 32 号 羽生市一般会計補正予算（第 3 号）のうち総務課所管部分及び議案第 33 号 羽生市長の給与の特例に関する条例の 2 議案でございます。

それでは、議案説明のため出席している職員を紹介いたします。

総務課長の佐藤です。

○佐藤康夫総務課長 佐藤です。よろしくお願いします。

○栗原 繁総務部長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第 32 号のうち総務課所管部分について、総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 それでは、議案第 32 号 令和 8 年度羽生市一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明をさせていただきます。

大変恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

それでは、タブレット端末に表示しました議案第 32 号 令和 8 年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書 5 ページ、中段より下、選挙費をご覧いただき、これによりまして説明させていただきます。

本案は、企画課において進めておりましたシステム標準化が、ベンダーとの調整において本年度中の導入が困難であるとの決定を受けまして、総務課として、当初予算で調製しておりました標準化に係る経費を減額補正するものでございます。

総務課で要求しておりました標準化に対する予算は、選挙管理委員会の執行部分のみでございます。

説明欄をご覧ください。

具体的には、選挙管理委員会一般経費を7万3,000円、県議会議員選挙執行経費を549万1,000円、そして市議会議員選挙執行経費を332万5,000円、合計888万9,000円を減額補正するものでございます。

なお、標準化事業に対しまして、令和12年度までは国庫補助が措置されるとのことでございます。これにより、企画課から同年度までには標準化を目指すとの表明をいただいておりますので、その際は、総務課としても改めて企画課の庁内調整に倣い、再上程させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審査よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 それでは、質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時06分 休 憩

午前11時07分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第32号を引き続き議題とします。

それでは、議案第32号のうち財政課所管部分について、財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

議案第32号 令和8年度一般会計補正予算（第3号）の歳入のうち、財政課所管部分につきましてご説明させていただきます。

補正予算書の4ページになります。

歳入のうち、財政課所管につきましては、第19款繰越金5,597万3,000円につきましては、前年度決算において生じました繰越金を、特定財源を充当した後の一般財源不足分に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、続いて討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

午前11時11分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号 羽生市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企画課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

企画課長。

○米花竜二企画課長 企画課長の米花です。よろしくお願いいたします。

着座にて説明いたします。

議案第35号 羽生市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の改正についてご説明申し上げます。

タブレットに表示しております議案第35号でございます。

本案は、行政手続等の利便性の向上を図るため、申請者に求める登記事項証明書等の添付書類の提出について、市が情報システムを利用して必要な情報を直接確認できる場合には、添付書類の省略ができるように、共通の規定として整備するものでございます。

具体的な条文でいきますと、第9条となります。第9条、添付書面等の省略についての規定を追加することで、住民票の写し、戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本、登記事項証明書その他規則で定める書類について、情報システムの運用により確認することができる場合は、これらの添付を省略することができるように改正しようとするものです。

また、第3条のほうに戻りますが、今回、改正に合わせまして、電子申請を推進していく上で、手数料の電子納付についても対応できるように、併せて改正のほうをしているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 この条例は、いわゆる国のシステム改修が間に合わなかったという、その件に関連づけた改正ですか。

○田口さとる委員長 企画課長。

○米花竜二企画課長　こちらは、システム標準化の延期とは、直接の関係はないものでございます。

○駒宮圭吾委員　分かりました。

○田口さとる委員長　ほかに質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○小林誠弥副委員長　それでは、委員長の座をしばしお預かりいたします。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員　今回のこの改正によって、具体的に今までどういった手続で、例えば紙のこういった謄本とかが求められていたのが、これによってどのくらい、具体的にはどの手続がいて、どういうふうに変わっていくのか、ちょっと具体例を示してご説明願えますでしょうか。

○小林誠弥副委員長　企画課長。

○米花竜二企画課長　今回、改正におきまして、一番最初に取り組むことができるのが、法人の登記簿謄本の確認が市役所の情報ネットワークで確認することができるようになりますので、まずは、税務課において法人の届出書というのが必要になってくるんですが、その届出書に添付されるべき法人の登記簿謄本、こちらが添付が不要になるというところがございます。

また、契約検査課におきまして、小規模契約の事業者の登録というものがございます。こちらにつきましても、法人の確認ということで謄本等の添付をお願いしているものがございますが、これも情報システムで確認できるということで添付が不要となってまいります。

その他、市の手続の中では、現在確認しているところで22件ほど、こういった謄本ですとか住民票の写しを添付する手続がございますが、今回、条例を改正したという時点で、直ちにこれらが全て添付省略となるわけではなく、それぞれの手続において、省略が可能かどうかを確認した上で、関係の要綱と規則を改正した上で、添付が省略になるよう進めていくということになっております。

以上でございます。

○田口さとる委員　分かりました。

○小林誠弥副委員長　それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 ちょっと先ほどの質問に絡めてなんですけれども、いわゆる法務局が扱っている情報にもアクセスできるようになるということですか。

○田口さとる委員長 企画課長。

○米花竜二企画課長 今回の法人ベース・レジストリというのが国のほうで、デジタル庁のほうで整備していただきまして、法務局に登録してある法人の登記簿等の情報はデジタルで確認できるようになります。ただ、アクセスするために、やり取りをして、そのID等をちゃんと取得した上でということになっているという状況です。

○田口さとる委員長 駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 あくまで、それは法人登記に関してだけですか。例えば、土地、建物等の登記とかその他、法人の印鑑登録とかそういったこともあると思うんですが。

○田口さとる委員長 企画課長。

○米花竜二企画課長 今回、市のほうですぐに手続きができるものとしては、その法人というものになります。

土地、建物の登記情報というのは、登録をすれば確認ができるというのは、これよりも前に既に体制としては整備がされております。ただ、こちらについては、登録をしまして、手数料はやはりかかるというものでございますが、法人ベース・レジストリシステム部分については、特に照会をすることについて手数料がかからないものとなっておりますので、そこにちょっと違いがあるかなと思います。

○駒宮圭吾委員 分かりました。ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 討論はないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 18 分 休 憩

午前 11 時 33 分 開 議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 33 号 羽生市長の給料の特例に関する条例についてを議題といたします。

議案第 33 号のうち総務課所管部分について、総務課長より説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 改めまして、総務課、佐藤でございます。

引き続きまして、羽生市長の給料の特例に関する条例のご審査をお願いいたします。

恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

それでは、タブレット端末に表示しました議案第 33 号 羽生市長の給料の特例に関する条例をご覧いただき、こちらにより説明させていただきます。

本案は、斎藤市長がさきの市長選挙において、市民の皆様に掲げた政治公約に基づき、物価高に苦しむ市民に寄り添う改革の第一歩として、ご自身の月額給料を半額にするため、必要な特例を定めるものでございます。

ご覧いただきますとおり、斎藤市長の現職の任期期間中に限り、また、支給される給料月額 100 分の 50 に相当する額の減額を行いたく、案文のとおり制定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査よろしくをお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 特別職の報酬等審議会というのがあると思うんですが、今回、これは審議会にかけたんでしょうか、お伺いします。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 今回は報酬審議会にはかけてはおりません。

○田口さとる委員長 駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 その理由をお伺いしたいです。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 特別職報酬審議会条例によりますと、市長は、特別職の給料等の額に関する条例を改正するときには、あらかじめ審議会を開催して意見を聞くものとする、こういうふうにしておりまして、聞くものとするということは義務規定ではないということが、まず1つの総務課としての考えとしてございました。

さらに、2つ目の考えとしましては、やはり審議委員さんに対して諮問するわけですが、今回は増額ではなく、減額ということであります。この部分について、例えば物価高とかそういうものを参酌するんじゃなく、あくまで政治行為、マニフェストとしての改定ということにありますので、審議委員もなかなかその審議が困難であると、判定しづらい、ご負担をおかけしてしまうというような部分も参酌しまして、市長に諮りした上での報酬審議会は開かないという考えでございました。

以上です。

○駒宮圭吾委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 めったにこういうことはないんだけど、市長がこういう気持ちに至った気持ちというのは、どうなんでしょうか。そういうの聞いているのかね。

〔「本会議で言っていたよ」と呼ぶ者あり〕

○小野田和男委員 言っていたけれどもさ。

○田口さとる委員長 改めてということでもいいかと思います。

市長。

○斎藤万紀子市長 今回のこの市長給料の減額に関しましては、私の政治姿勢として提案させていただきました。

現在、本当に食料品はじめ様々な物価高で市民の皆様が苦しむ中、そちらに私として

も寄り添っていきたい。また、同時に、羽生市の財政状況を考えたときに、少しでもそれに寄与できればと思つてのこちらの提案となっております。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 今回は、市長ご自身の給料だけですけども、物価高の対策とか、そういう財源を考えていくと、ほかの職員さんも、給料は今後上げないでの、何だろう、下げたほうが財源になるじゃないのと受け止めかねられないんですけども、そこまでは考えていないですか、どうですか。それ本会議でも同様なことがあったと思うんです。ちょっと改めてお伺いしたいです。

○田口さとる委員長 市長。

○斎藤万紀子市長 先ほどの小野田委員に対する答弁でもお話しさせていただいたんですけども、これはあくまで私の政治的な姿勢でございます。一般職の皆さんに関しましては、人事院であったり、人事委員会というものの準拠によって給料が決まっております。

一方、市長に関しましては、選挙による負託を受けた存在ということで、全くその立場は違っております。そうですね、私としても、川田議員からもご質疑があつて、お伝えしたんですけども、皆様方、特に職員の方々には全く影響がないということを改めて説明させていただきましたし、モチベーションを持ってしっかり業務に邁進していただくためにも、こちらの減額につきましては、改めて市長のみであるということをお伝えしたいと思います。

○駒宮圭吾委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 まず、この条例なんですけれども、この条例は、総務課さんのほうで考えられた文章なのか、それとも市長自らが考えられた文章なのか、お伺いさせていただきます。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 市長が当選された後に、総務課で市長の給料を下げるという割合とか範囲とかというものをお聞きした上で、総務課のほうで条文制定のほうはさせていた

だいております。

以上です。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 この最後のほうに、「ただし」ということでただし書がありまして、「期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、同条に定める額とする。」というふうに、これ改めてこれを記載した理由というのはなぜでしょうか。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 給料の月額に対して100分の50になるということは、このただし書がないということは、自動的に期末手当の分、半額になってしまうというふうになっています。このただし書が存在しなかった場合ですね。市長へのご意向を確認したところ、給料のみが選挙戦でのお約束だったということで伺ったものですから、これただし書が存在しないことは、自動的に期末手当も半額になってしまうことを避けるための立案でございます。

以上です。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 私、これ市長の所信の質疑のときに、聞こうと思って通告書を書いて出したんですけれども、カットされちゃって聞けなかったところがあるんですけれども、市長選挙のときのチラシのときには、市長報酬を50%削減するという、報酬という言葉を使っていたんですね。今回これ出てきているのは、給料というふうに、強いて言うところの所信のときにも給料という言葉を使っていたんです。

これ、なぜ今まで選挙期間のときの、選挙期間というか、もう前のときからですよ。チラシには報酬というふうにうたっていたのが、ここに来てここで給料という言葉に変わってしまったのでしょうかということで、まず給料というふうに、給料という言葉を使った理由をお聞かせください。

○田口さとる委員長 市長。

○斎藤万紀子市長 その報酬と給料という言葉の使い分けにつきましては、こちらは私の準備不足であることが否めません。しかし、選挙におけるチラシにおきましても、明確に報酬50%削減で1年間で500万、4年間で2148万円という具体的な数字を出しております。こちらに関しましては、明らかに羽生市長の給料に関する条例に関する月額ですね、それを基にした額となっております。

逆に、手当の部分に関しましては、こちらはやはり人事院の勧告によって上下します。それによって、ちょっと数字を示すことができないなという部分もございまして、私としましては、あちらに関して市長給料の90万5,000円を半分にするという意味合いで、数字も載せて提案させていただいたんですけれども、そちらについては、本来であれば報酬ではなく給料であったと、そちらについてのご指摘は全くそのとおりで、そちらについての点はおわび申し上げます。失礼いたしました。

以上です。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうですね。あそこには報酬、手当と、その下に確かに月額で90万何千円が45万何千円とかというふうに書いてありました。トータル幾ら削減できます。ただ、それよりも上に、大きく市長報酬50%削減というふうになっていて、その当時、私もいろいろ市民の方々から、この斎藤さんという人は市長報酬50%削減するんだって、いいねというふうに、その50%削減、下のほうに書いてある文字というのは参考程度でやっぱり受け止めていて、報酬というふうになっているから、やっぱり全ての市長の報酬に対して50%削減するというふうに捉えている方が多かったんですね。少なからずとも、それに対して、その行動によって、じゃあ私は斎藤さんに入れるというふうに言っている人も結構多かったです。

何が言いたいかというと、そこでやっぱり報酬、月額のところには確かに参考に書いてありますけれども、手当は削減しませんとか、手当はそのままですとかというのはなかったじゃないですか。だから、報酬というふうにやっぱり書きちゃってあったので、あくまでも一例で月ですとこのぐらいの金額になりますよでしか、やっぱり一般市民の方というのは捉えていないんですよね。それを、いざこの条例で、肝腎なこの条例のときには給料という正しい言葉を使ってやってくるというのは、これちょっとどう説明するのかというのが私あるんですけれども、ただ、ここのただし書をなくしてというか、分けて採決はできないということで、もうこのままで採決するしかないかなというふうには思っているんですけれども。

じゃあ、このただし書の前の月額ですね。これは50%削減しますというふうになったときに、これ、私が見ているのが合っているのかどうなのか分からないんですけれども、羽生市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例というのがありまして、これの第4条ですね、期末手当というのがございます。まず、この資料を基にして

考えていいかどうかというのをまず確認させてください。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 今回の条例の改正は、第3条の規定にかかわらずというところから引用させていただいておりますので、第4条の部分には触れないという形になるかと思っています。

第3条の規定というのが、旧市長の、市長、副市長もですけれども、それぞれの給料の額は別表1のとおりとするというふうに引用していまして、その別表に90万5,000円が導かれているということです。今回の条例の特例というのは、この第3条の規定に対しての特例でございます。

以上です。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 すみません。ちょっと私が勢いで第4条までいっちゃったのもあれなんですけれども、基にするのは羽生市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、これが基になっているということで確認は取れましたので、先にこの3条の別表第1、この額90万5,000円ですかね、というのが基になっているということで確認させていただきました。

そうすると、ここを変えますよということでありまして、この次の第4条を見ますと、私の解釈がこれで合っているのかどうか確認なんですけれども、第4条の第2項、期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の22.7を乗じて得た額にとかというふうにあるんですけれども、ここのさっき読み上げた部分の給料の月額及びその給料の月額にということで、その給料の月額が基準になっているのかなというふうに私はこれ捉えているんですけれども。

そうすると、この給料の月額というと50%削減しますので、45万という数字になってくると思うんですけれども、この条例のままでいきますと、これを50%削減した基準をここ計算しないといけないんじゃないんですかというふうに思うんですけれども、ここはどのような対応になるんですか、ただし書では。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 小林委員おっしゃるとおりでございまして、そのままでいきますと、確かに基準となる金額が半分になりますから、それで率を掛けると期末手当も下がります。

す。そうならないように、ただし書で、今回はそれが及ばないというふうなつくりにさせていただいているものでございます。

以上です。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうしますと、先ほど市長がおっしゃっていた、選挙前から選挙期間中に出していたチラシには報酬という言葉を使っていたけれども、こっちの正式なやつには給料というふうに変えて、要はそのときには議会の本会議のときにも言っていた、月だけの給料のことを私はずっと言っていたんですということで、そこに、もうもともと手当とかほかのものに関してはもうそのままなんですよという思いでずっとあれをやっていたという解釈でよろしいんでしょうか。解釈というか、理解で。

○田口さとる委員長 市長。

○斎藤万紀子市長 はい、そのとおりです。言葉に関して私が不用意であったことは大変申し訳ございません。けれども、私といたしましては、あくまで明確な数字を提案させていただいておりましたので、月額給料の半分ということで提案をさせていただいておりました。

以上です。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりいたします。

ほかに質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 先ほどからいろいろ話し出ています。やっぱり、私としても、期末手当が入らない。さっきも小林委員がおっしゃっていたんですが、報酬と言っていた以上、やっぱり市長として得るお金、基本的に全部含むと思うんですよ。となると、もちろん給料はそうなんですけれども、期末手当もそうです。もしくは退職金とかも含めるかもしれない。あと、実際、市長の給料は5月25日から発生しているわけで、ここで8月1日からとうたっているんですけれども、それまでの既発生、既に発生した分というのも含められると思うんですね。

市長の所信表明でおっしゃっていました。やっぱり、半額にするというのは、その覚

悟の現れなんだと。市長の覚悟の現れなんだ、それはすばらしいと思います。他方で、でも、同じ所信表明の中で、やっぱりこれは微々たる金額と承知していますと、そういうふうにおっしゃっておりました。であれば、やっぱり市長として得るお金を戻す、半額にするのに充てるのがやっぱり一番の覚悟の現れでもあるし、そのほうが筋は通ると思います。

あと、そういった退職金とか既発生分についての言及がないというのが、まずなぜなのかというところがまず1点と。

あと、そうですね、今回もし否決された場合、その理由というのは皆さんそれぞれであるかもしれないですけども、ちょっとこの条例が詰めが甘いんじゃないかとか、そういったところに起因するものでもあると思うんですよ。となると、我々議会が否決したから発生しませんでした。その分頂きませんでしたというのは、ちょっとやっぱり筋が通らない。要するに、否決されたとしても、その後々またもう一回上がってきて、採決がされるまでの間の分もやっぱり発生した分は半額にすべきじゃないかと、そういった規定を盛り込むべきじゃないかと思います。そういった規定を盛り込む予定はないのか。

あともう1個、否決された際には、先ほども出ていましたが、羽生市特別職の報酬等審議会、課長もおっしゃっていました通すことが義務ではないというふうにおっしゃっていたんですけども、こんな大事なこと、ましては羽生市始まって以来のことだと思います。やっぱりここ通して、そこの審議会が出た意見を参考に我々も考えたいと思っています。

やっぱり、1回そこを通すことは、もう一回考えることは、スタートの次、これを否決された後にそういった、もう一回通して出すよということを考える予定はあるのかということ、お聞きいたします。

○小林誠弥副委員長 市長。

○斎藤万紀子市長 まず、審議会の考え方なんですけれども、実は河田前市長の初当選時に、給料の20%削減を公約としております。そのときも報酬審議会は開催しておりません。また、行田市におきましても、前石井市長が公約で半減といったときも、こちらも審議会は開催されていないと認識しております。

また、その他、そうですね、多くの自治体で、市長の政治的判断による減額の場合は、審議会の開催というのは私はあまり耳にしたことがございません。

そうですね。あとは、もっと減らせという点についても、減らすべきじゃないかという指摘かと思うんですけども、私もいろいろ考えたんですが、やっぱりちょっとなかなか、生活を考えると厳しい。私として、政治的覚悟で示せるのはこの金額だということを提案させていただいております。

以上です。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 他市で審議会やっていないから、今回もしないというのはちょっと、少なくとも羽生市においては初めてやることなんですから、河田前市長のときは20%でならなかったというのものもあるかもしれないですけども……

〔発言する者あり〕

○田口さとる委員長 ごめんなさい。

〔「どうなってるの、質疑がですね」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員 質疑です。

だから、あんまり理由になるのかなというのがちょっと気にはなったんです。

あと、もう1点です。先ほどただし書の部分、話しあったんですけども、「ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、同条に定める額とする。」とあるんですけども、この同条というのは恐らく、さっき言った羽生市特別職員の云々かんぬん、第3条の規定のことをおっしゃっているのかなと思うんですけども。

例えばここ、本条って直したらあれですかね。今回、給料は100分の50に相当する減じた額とするが、本条などで、基礎となる額も本条に定める額とするというふうに直せそうな気もするんですが、それは市長の意向によってそうしなかったということではよろしいのかなと、その確認です。

あと、一応ほかの法規との兼ね合いなんですけど、何か商法とか会社法とかで、役員の給与に関して規定があって、会社によっていろんな定め方、慰労の呼び方あるんですけども、退職慰労金とかなんとか言い方を変えて、要するに自分たちの給料を自分たちで決めちゃうのおかしいでしょう。だから、ちゃんと株主総会通しなさいねという、そういう趣旨の規定なんですけども、今回もそれに近いものがあるんじゃないかなと思うんですね。

そこで何言っているかというのと、さっきも報酬の話でずっと出ていることなんですけれども、名称のいかんにかかわらず、役員として得るものに関しては、ちゃんと総会を

通しなさいと、そういうふうに考えますよという、そういう規定があるんです。やっぱり、市長の報酬も同じように考えるべきではないかなと思ひましてですね。やっぱり、あと、先ほど小林委員おっしゃっていました、市民の方もやっぱそういう理解をされるんじゃないかなと思うんですね。

これ、改めて市民の方に、給料、月額報酬ですよとか、そういったタウンミーティングとかでも話す予定があるのか。規定との兼ね合いとかについても、説明を受ける機会はあるのかということをお伺いいたします。

○小林誠弥副委員長 市長。

○斎藤万紀子市長 既に先日の川田議員の質疑を受けまして、これは市長の給料のみの減額であるということは、私のSNSでは発表させていただきました。そのほか、市の公式LINEでもというような、市の何かしらのホームページであったり、媒体をもって、職員の給料に影響がないこと等のお知らせということも相談したんですが、あくまで決まっていないことでございますし、何度もお伝えしては、こちら私の政治的な姿勢でございます。それを公の羽生市のホームページ等に載せるということ、公式LINEに載せるということはそぐわないとも理解しております。

そうですね、改めて、今回報酬ではなく、給料であったということは私のミスであり、今後様々な場面において説明の必要性を感じておりますし、しっかりお話ししていきたいと思っております。

以上です。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 先ほど私最初に質問した否決後の遡及規定というのは今後も入れる予定はないか、そこもちょっとお伺いしたいです。

○小林誠弥副委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 遡及規定でございますけれども、このような、言わばご自身の政治的理念によって、ご自身の考えで不利益を及ぼすわけですが、やはり条例を制定する以上、不利益を及ぼすものは遡及することはできない。やはり、罪刑法定主義のような考え方というのは持つべきであるというふうに認識をしております。

以上です。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 もちろん、罪刑法定主義というのは刑法犯に関する話なので、またこ

の件に関してはちょっと、遡及、絶対入れちゃ駄目ということではないかとは思いますが、私どももさっきも申し上げました否決するとしたら、これはちょっと、この条例の不備というか、不具合といった理由なので、やっぱりそこは入れてほしいな。でないと、ちょっと否決しにくくなっちゃうんじゃないかなと思うんですけれども、やっぱりそこは入れる予定はないという理解でよろしいでしょうか。

○小林誠弥副委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 その件につきましては、一旦お預かりさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤康夫総務課長 ただ、原則としては条例を公布したということで、やはり立法府の皆様がお決めいただいて、初めて適用するものでございますので、それを何にでも遡及遡及というものがよろしいというふうには認識していません。ですから、冒頭申し上げたように、検討させていただきます。

以上です。

○田口さとる委員 以上です。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 最後に、今までのちょっと答弁を聞いて、質問させていただきます。

市長の政治信条でこの報酬、市長の報酬50%削減という文言を入れさせてもらったということでございました。私自身、そもそも市長の報酬は別に削減する必要ないというふうに思っていて、今までのとおりの市長の報酬で、その市長の職を全うしてもらえばよかったというふうに思っているんですけれども、市長の政治信条でということでしたので、あれを入れたというふうに解釈させていただきます。

その上で、改めてお伺いさせていただきたいと思います。この「ただし、期末手当の額の算出基礎となる」という、このただし書の部分、改めてこの削除をする思いがあるのかないかですね。報酬という言葉と給料という言葉が違ったというところはお認めになられておりますので、そういった市民が勘違いをしてしまったという部分もございします。それを踏まえて、改めてこのただし書を削除するかどうか、考えがあるかどうか、お伺いさせていただきたいと思います。

○田口さとる委員長 市長。

○斎藤万紀子市長 こちらの給料に関する減額に関して賛否両論、そのとおりだと思います。

委員の意見ももつともであり、私が公約に掲げるに当たっても、そんな必要はないんじゃないかと多くの方に言われました。しかしながら、それ以上の方が、それはいいと。ぜひそういう覚悟を持って、そういう気持ちで市政に臨んでほしいという声があったのもまた事実でございます。

また、今回、特に物価高がございまして、生活が苦しいんだという声、たくさんの皆さんとお話をする中で、そういった中で私としてはそういった皆様に寄り添っていきたいと思ったこともございますし、また、今回の提案に関しましては、先ほども出たように、お隣の石井元市長であったり、先月、非常に大きなニュースになりましたけれども、東京都知事に関しましては2016年の就任以来の公約を守って減額してきた。名古屋市長であったり、県内におきましても、石井元市長と同時期に、日高市であったり秩父市であったり、坂戸市や新座市のほうでも10%から50%の削減を公約に掲げて、基本的に全て全会一致でこちら名古屋市長と、それと都知事に関しては全会一致で可決されております。

県内におきましても、賛成多数で可決されております。行田の市長に関しましては、一旦否決されているんですね。しかし、審議会はかけずに、9月に市民による請願が出されたと聞いておりまして、やはり市民の方からも、議会の皆さんにぜひ石井元市長の公約を守っていただきたいと、実現してほしいという声が大きく、12月議会では可決されたというようなことを聞いております。

私といたしましては、この条例に関して不備があるものとは思っておりません。ただし書に関しましては、そちらの修正は考えておりません。

なかなか、本当に賛否両論ある皆様方のご意見も本当に納得した上で、様々なご意見もある中でですが、私としましては、あのような形で市民の皆さんにお伝えしてきた上で、負託を受けたと感じておりますので、皆様方におかれましては、ぜひその上で、市民の声ということをどうかご理解いただき、可決いただけたらと思っております。

以上です。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 先ほどの答弁聞いていて、東京都なり、ほかの自治体の例で、賛成多数

だ、全会一致で可決になっているというお話しありました。

私、先ほど市長がおっしゃった参考になっている自治体とかのところの選挙前のチラシですね、見ていないので何とも言えないんですけども、給料とか、そういう報酬とか、そういう言葉の違いとか整合性がしっかりと取れていた、それは自治体なのか。それとも、今回のこの羽生のように、言葉が前と後で違っているとかなという、そういうところの確認はどうなんでしょうか。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それはさ、自分で調べたほうがいいよ、こっちに聞くんじゃない。ほかのところのね、今言った内容どうのこうの、公約とかっていうの。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 それでは、私が質問とかしたんじゃないくて、相手方の答弁に対して私はしているわけなので、事例を出されたのであれば、それをしっかりと……

○島村 勉委員 いやいや、だから、そういった内容が給与だか報酬だかというのがどういうんだか知っていますかというんじゃないくて、それは自分で調べたほうがいいんじゃないですかと言っているの。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 実際にこれ、採決をこの後取るような形になるので、ただ、それをやっぱ調べている時間もないですし、その例を出したのであれば、しっかりと理解をした上でその例を出してきているんだなというふうに思われますので……

○島村 勉委員 調べてないんじゃない普通はできないですよ。

○田口さとる委員長 すみません、委員長権限で……

○小林誠弥委員 ごめんなさい。確かに答弁で出てきたので、知らなきゃ知らないで、それで市長……

○島村 勉委員 答弁は違うの。答弁は、全会一致とか多数で通ったというだけだから。

○小林誠弥委員 その2つが、その点おっしゃってもらえば結構ですので、お聞きしたいと思います。

○田口さとる委員長 市長。

○斎藤万紀子市長 そうですね。私も議事録で見ただけなので、残念ながらチラシに関しては拝見しておりません。

以上です。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

小野田委員。

○小野田和男委員 いろいろあるかと思うけれども、本人の意思を尊重していきたいなと私は思います。私の意見としてはそういうことです。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 政治公約であるし、先ほども言ったように、減額ということで増額するわけじゃないので、半分という、その意味がいろんな解釈あるか知らないけれども、やっぱり形としては半額で当選されたので、これは賛成すべきだと思います。

以上。

○田口さとる委員長 ほかに。

小林委員。

○小林誠弥委員 私は、先ほどちょっとお話しさせてもらいましたが、やっぱり市民の方々が市長の報酬50%削減という、その報酬という部分でやっぱり捉えている方が多くてですね。そういった市民の方々の理解を尊重をさせていただいて、私は市民の、その市民目線でというふうにおっしゃっている市長なので、やっぱり市民の理解に沿った形での結果を出すのがいいのかなというふうに思い、私はこの条例のほうはちょっと反対の討論とさせていただきます。

○田口さとる委員長 駒宮委員。

○駒宮圭吾委員 私もこれに関しては反対の立場です。

2つありまして、1つは、市長も何度もお話しされていますが、半額にして、効果は非常に限定的だと。いわゆる、私はこれは1つの選挙パフォーマンスだと、公益性より自分の票が取りただけの選挙パフォーマンスだと受け止めています。

それと2つ目は、やはり羽生市のリーダーとして、この半額の金額というのは、仕事

に対して釣り合わない。これは斎藤市長だけじゃなくて、羽生市のリーダーとしては、それ相応のお給料頂いて、それなりの仕事で返していただきたい。そういった思いで、私は反対です。

○田口さとる委員長 よろしいですか。

ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 よろしいですか。

それでは、討論も尽きたようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○田口さとる委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 零時 15 分 休 憩

午後 零時 16 分 開 議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本委員会への付託事件の審査は全部終了しました。

この際、申し上げます。付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

これをもって閉会いたします。

午後 零時 16 分 閉 会